

脳死下での臓器提供事例に係る検証会議 500 例の検証のまとめの公表について

平成 9 年 10 月に臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）が施行されて以降、令和 3 年 12 月末までに 796 例の脳死下での臓器提供が行われた。

脳死下での臓器提供事例については、全例、「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議（以下、「検証会議」という。）」において、事後検証が行われている。この検証会議は、臓器移植が一般の医療として国民の間に定着するまでの暫定措置として、厚生労働大臣が救急や法律、生命倫理に関する立場の有識者に参集を求めて、脳死下での臓器提供に係る検証作業を行うものとされている。

検証会議での主な検証項目は、次の 3 点である。

1. ドナーに対する救命治療の状況
2. ドナーに対する脳死とされうる状態の診断、法的脳死判定から臓器摘出にいたるまでの状況
3. 公益社団法人臓器移植ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）による臓器あっせん業務の状況

これまで、検証会議では、

- ・平成 20 年に、「ドナー家族の心情把握等の作業班」（以下「心情把握作業班」という。）によるドナー家族（9 家族）の心情聞き取り結果や今後の課題の公表
 - ・平成 24 年 3 月に、102 例の脳死下での臓器提供事例の検証のまとめの公表
 - ・平成 25 年 5 月に、150 例の脳死下での臓器提供事例の検証のまとめの公表
 - ・平成 27 年 5 月に、200 例の脳死下での臓器提供事例の検証のまとめの公表
- を行ってきた。

今般、検証会議では、令和 3 年 12 月 3 日に開催された、第 118 回脳死下での臓器提供事例に係る検証会議において検証済件数が 500 例を越えたことから、救命治療、法的脳死判定等の状況、ネットワークによる臓器あっせん業務の状況全体を総括し、「500 例の脳死下での臓器提供事例の検証のまとめ」を公表することとした。

検証の結果、すべての事例について医学的に適切な対応がなされていたこと等が、200 例のまとめに引き続き確認できた。

